４．「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、１億円以上10億円未満の場合は千万円、千万円以上１億円未満の場合は百万円、百万円以上千万円未満の場合は十万円とすることができる。

５．「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称及び住所を併せて記載すること。

６．「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。

７．「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外における特定信託為替取引も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を併せて記載すること。

８．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第３面）

７．営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　　在　　地
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—